

意見書

平成 21 年 7 月 17 日

総務省 情報通信国際戦略局
情報通信政策課 御中

郵便番号 400-8525
住 所 甲府市北口 2 丁目 6-10
氏 名 株式会社 山梨放送
代表取締役社長 野口英一

「通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成 20 年諮問第 14 号〉答申（案）」に対し、別紙のとおり、意見を提出します。

項目	意見
2. 伝送設備規律 (1) 電波利用の柔軟化 ②ホワイトスペースの活用	<p>電波の柔軟な利用に関しては評価するが、それが義務付けられたり、本来の放送業務に影響がでるようなことにならないことを要望する。</p>
3. 伝送サービス規律 (3) 放送・有線放送の安全・信頼性の確保	<p>弊社は放送事業者として、日頃から国民生活に必要な情報を届けるために、現在、ロードマップに沿ってデジタル中継局の整備を行っており、親局・プラン局・TVマスター等は二重化を実施し、極めて高い安全・信頼性を実現している。</p> <p>今後の安全・信頼性の確保に関する規定の整備については、放送事業者の現状、実状を踏まえた上で検討するのが妥当である。</p>
4. コンテンツ規律 (1) メディアサービス（仮称）の範囲 (2) コンテンツ規律の基本的な考え方 ②コンテンツ規律の目的 (3) 具体的規律 ②業務開始の手続き等 イ について	<p>「メディアサービス」の範囲を従来の「放送」に止め、その概念・名称を維持することに賛成である。</p> <p>「放送関連四法の集約・大括り化に当たっては、(中略)放送法の目的規定をベースとすることが適当である。」については、民放連の主張と同様に大いに評価する。また、地方局にとっては「地域」への機能・役割が新たに盛り込まれたことは非常に喜ばしいことである。</p> <p>「放送施設の設置と放送の業務をそれぞれ別々の行政手続きとし、その一致または分離の別を事業者が選択可能」と、事業者の経営の選択肢の拡大が図られることは喜ばしいことではあるが、新規ソフト事業者の認定基準の明確化と、既存ソフト事業者が曖昧な基準で介入されることが無いような「認定制」の導入を要望する。</p>

項目	意見
ウ について ③番組規律 ア について ④表現の自由享有基準 イ 各論 ⑤再送信制度の在り方	<p>「放送施設の設置者（あるいはそれと一定の関係を有する者）が放送業務を行なうことを希望する場合には、他者への放送設備の提供よりもその希望が優先されるよう、放送施設の設置者と放送の業務を行なう者との関係に配慮した処置を講ずることが必要である。」と、ハード・ソフトが手続き上は分離しているが、既存の放送事業者が優先的にハード・ソフト一致を選択することが可能であることを高く評価する。</p> <p>弊社においては半期ごとに、放送番組の種別である教育、教養、報道、娯楽、広告、その他の放送時間を番組表とともに総務省に報告しております。</p> <p>放送事業者として、その社会的影響力の大きさを自覚し、期待されている機能・役割を十分に発揮し、視聴者の選択に値する放送を実施するためには、放送事業者の自主自律に任せるべきである。</p> <p>「一 いわゆる三事業支配が例外的に許容される範囲の整理」については、昨今の多メディア時代の状況を鑑み、今後具体的に検討し必要な対応を図るべきである。</p> <p>弊社としては、区域外再送信に関する大臣裁定制度がこれまでどおり維持されることについては、民放連の主張と同様に、同制度を廃止し、民間同士の協議に委ねるべきであると考えている。</p>